

# 岐 阜 県 公 報

第 千 九 百 五 十 二 号  
平 成 二 十 年 六 月 三 日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

救急医療施設の委嘱  
道路の供用開始

(医療整備課) 四〇三  
(道路維持課) 四〇三

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
県営土地改良事業の変更計画の決定  
県営土地改良事業の換地処分  
土地改良事業の施行同意  
土地改良事業計画の変更の適当の決定  
土地改良区役員の変更及び就任  
落札者等に関する公示

(環境生活政策課) 四〇四  
(農地計画課) 四〇五  
(同) 四〇五  
(同) 四〇六  
(同) 四〇六  
(下呂農林事務所) 四〇六  
(函 書 館) 四〇七

## 告 示

岐阜県告示第三百八十八号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十年五月二十日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

医療法人徳洲会大垣徳洲会病院 大垣市林町六丁目八五 一 平成三・五・一九

岐阜県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の年月日又は告示のほかに)

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成二十年六月三日

一般国道	二百五十六号	郡上市和良町三庫字小山田四六一〇番一地从先から 同市同町横野字上屋一番一地从先まで	100.0	平成 20.6.3	平成 20.4.25
------	--------	--	-------	--------------	---------------

岐阜県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	可土岐線 児線	可児市今渡字後路田二九一番 二地先から 同市同字同二五一番 一地先まで	290.0	平成 20.6.4	平成 20.6.26

岐阜県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	飛騨川線 木曾園	可児郡御嵩町大久後字釜坂七 七九九番三地从先から 同郡同町同字同七 七九八番一地从先まで	189.0	平成 20.6.3	平成 20.5.16

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年五月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人協働・共生のまちづくり
- 三 代表者の氏名 須田 宏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町伏見一〇九五番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、御嵩町を中心とした地域住民に対して住民主体の協働事業や住民相互の共生事業を研究、企画し、具体的な「地域づくり」のための事業を行い、地域社会の協働・共生のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特に住民が地域情報の共有・発信・活用・交流のICT（情報や通信に関する技術）を享受し、世代間交流・多文化交流を図り、地域社会の住民活動の交流・連携に積極的に取り組むこと、また、そのような地域におけるNPOを含む住民の自発的活動を特にICTを活用して支援し、促進することを目的とする。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
飯 地 地 区	恵那市飯地揭示場	平成二〇・七・一から 二〇・七・三まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業小坂地区彦七垣内工区の換地処分を平成二十年四月二十一日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営土地改良事業小坂地区郷石原工区の換地処分を平成二十年四月二十一日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業小坂地区松原工区の換地処分を平成二十年四月二十一日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業小坂地区稲倉工区の換地処分を平成二十年四月二十一日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業小坂地区中重工区の換地処分を平成二十年四月二十一日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県営土地改良事業小坂地区無数原工区の換地処分を平成二十年四月二十一日にしたので、  
同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示す  
る。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替  
えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、  
同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

大野町	松山地区	平成二〇・五・二六
施行者名	施行に係る地区名	同意年月日

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用す  
る同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改  
良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用す  
る同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更  
後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
御嵩町	大久後地区	御嵩町役場	平成二〇・六・三から 七・一まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の  
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規  
定により公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所
金山町東 沓部土地 改良区	平成 二〇・三・三	理事	加藤 松孝	下呂市金山町東沓部	四三〇番地
			加藤 眞喜男	同	四二一番地一
			藤野 秀男	同	八一九番地
			加藤 久人	同	六二六番地一
			川尻 和夫	同	二四九七番地
			加藤 正光	同	二八九九番地三
			鎌倉 敏彦	同	三三九一番地
			大前 明	同	二八三九番地
			日下部 賢	同	三四九八番地二三〇
			西田 金生	下呂市金山町戸部	四四一四番地
			河尻 勝義	同	四三五〇番地七五
			加藤 紘	同	四三〇五番地五
			谷口 勇三	下呂市金山町東沓部	一八九三番地

就任した役員	土 改 良 区 地 名	金 山 町 東 改 良 区 地 名	平 成 2 0 年 6 月 3 日	就 任 日	役 名	氏 名	住 所
					理事	加藤 松孝	下呂市金山町東沓部 四三〇番地
						加藤 眞喜男	同 四二一番地一
						藤野 秀男	同 八一九番地
						加藤 久人	同 六二六番地一
						加藤 春己	同 二五八一番地
						河尻 義明	同 二九七三番地
						川尻 賢二	同 二八六五番地七
						池戸 彦二	同 三五七八番地二
						河村 利明	同 三四九八番地二三七
						星屋 邦治	下呂市金山町戸部 四三〇五番地六
						河尻 勝義	同 四三五〇番地七五
						前田 清人	同 四四二二番地五
						谷口 勇三	下呂市金山町東沓部 一八九三番地
						長瀬 東三夫	同 一九一八番地
						加藤 伸一	同 一三三八番地
						金山 道雄	下呂市金山町祖師野 一三一六番地
						藤村 住男	同 八二二番地
						監事	東沓部 八二二番地
						藤村 住男	同 八二二番地
						池戸 初郎	同 二三五六番地
						金森 鎔夫	下呂市金山町戸部 四三六一番地
						谷口 崇男	同 東沓部 一九二六番地

同 日下部 義孝 同 二九二四番地  
 同 金森 鎔夫 下呂市金山町戸部 四三六一番地  
 同 谷口 崇男 同 東沓部 一九二六番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品及び予定数量 岐阜県図書館で使用する電気 1,937,000kWh
- 供給期間 平成20年6月1日0時から平成21年5月31日24時まで
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成20年2月28日
- 落札者を決定した日 平成20年4月16日
- 落札者の氏名及び住所 東京都品川区東品川二丁目2番20号  
 ダイヤモンパワー株式会社  
 代表取締役社長 平野 泰敏
- 落札金額 35,972,265円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 (1) 部局の名称 岐阜県図書館  
 (2) 所在地 岐阜市宇佐4丁目2番1号

平成二十年六月三日印刷  
平成二十年六月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社